

2016年6月15日

コンプライアンス新ルールについて

平素よりセブン銀行海外送金サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当社が導入する新しいコンプライアンスルールにより、**2016年6月30日から**、以下の送金制限が適用されますので、送金の際には制限内でのお取引をお願いいたします。

【送金ルール】

以下の受取国宛の送金については、**1回あたり**の送金限度額が適用されます。

【送金限度額 50 万円】

ロシア	ウクライナ	トルコ	ポーランド
モルドバ	シンガポール	フランス	コロンビア

【送金限度額 30 万円】

エジプト	マダガスカル	タンザニア	トーゴ
中央アフリカ	タイ	南アフリカ	

【送金限度額 20 万円】

カメルーン	ガボン	モザンビーク	ウガンダ
-------	-----	--------	------

【送金限度額 10 万円】

ケニア	リベリア	ガーナ	ナイジェリア
コンゴ	コンゴ民主共和国	ブルキナファソ	マリ
セネガル	コートジボワール	エチオピア	ベニン

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ先は次のとおりです。

■海外送金カスタマーセンター（日曜日～金曜日：10：00～20：00）

0120-000-277

■テレホンセンター（年中無休：8：00～21：00）

0088-21-1189

以上